証券コード　6894
平成28年６月９日

株　主　各　位

静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35
パルステック工業株式会社
代表取締役社長　　鈴 木 幸 博

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月24日（金曜日）午後２時
2. **場　　所**　静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35
　当社　本社　４階会議室
　末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. **会議の目的事項**

報 告 事 項　1.　第47期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.　第47期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役１名選任の件

第２号議案　監査役３名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

---

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方１名を代理人として委任する場合に限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
3. 株主の皆様に当社をより深くご理解いただくため、本株主総会終了後に製品説明会を開催する予定です。株主総会と併せてご出席くださいますようお願い申しあげます。
4. 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.pulstec.co.jp/ir/index.shtml）において周知させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の回復や雇用環境の改善など回復基調で推移し、米国経済も好調が維持されたものの、円高の進行や中国経済の減速、資源価格の大幅下落に伴う悪影響などの懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当業界におきましては、光ディスク関連では、昨年の特需による設備投資は一段落しましたが、４Ｋテレビやアーカイブ用途の設備投資に動きが見られるようになり、自動車関連では、積極的な設備投資意欲が維持されるなど、総じて良好な受注環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、受注確保に向けて国内外の販路の拡大や、顧客との接触機会を増加させる活動を展開するとともに、さらなる原価の低減に注力いたしました。

ポータブル型Ｘ線残留応力測定装置につきましては、国内外の展示会への出展、受託計測サービスや製品レンタルの積極展開、学会等での講演、大学や研究機関への貸出し、海外代理店との連携強化を図るなど、さらなる拡販に向けた販促活動を展開したことにより、概ね良好に推移いたしました。

光ディスク関連機器・装置につきましては、前期の特需が終了したことから大幅な減収となりましたが、４Ｋテレビやアーカイブ用途の設備ニーズが増加し、当初予想を上回る状況で推移いたしました。

３Ｄスキャナ関連につきましては、自動車関連業界向けを中心に堅調に推移いたしました。

ヘルスケア関連につきましては、平成27年８月18日付で医療分野における品質マネジメントシステムの世界標準規格である「ＩＳＯ１３４８５」の認証を取得し、医療機器製造に関する社内体制の整備を概ね完了しましたので、ヘルスケアや医療機器関連分野の新規顧客獲得に向けて、積極的な営業活動を展開いたしました。

以上の結果、受注高は19億63百万円（前年同期比1.1％増）、売上高は19億36百万円（前年同期比14.6％減）となりました。

損益面につきましては、売上高の減少に加え研究開発費等の増加により営業利益は２億44百万円（前年同期比28.8％減）、経常利益は２億54百万円（前年同期比31.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は３億46百万円（前年同期比3.3％増）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した主な設備投資は、太陽光発電設備及び販売促進用デモ機等で、設備投資額は88百万円となりました。

なお、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、安定した収益確保と財務体質の改善が見込まれることから、「継続企業の前提に関する注記」を解消することといたしました。

今後においても、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営体制とすることが急務であることから、組織力を一層強化し、作業効率の改善や事務の合理化などにも積極的に取組み、早期に累積赤字を解消するとともに、復配に向けてさらなる経営努力を傾注してまいります。

当面の主力製品であるポータブル型Ｘ線残留応力測定装置に経営資源を積極的に投入するとともに、今後の市場拡大が見込めるヘルスケア関連製品につきましても、新規顧客の早期獲得を目指して本格的な受注活動を展開してまいります。

また、メーカの強みを生かした、受託計測サービスや製品のレンタルなど、顧客ニーズにマッチした事業展開を推進してまいります。

具体的な経営課題につきましては、次のとおりであります。

① ポータブル型Ｘ線残留応力測定装置の拡販と新製品の創出に注力する
② ヘルスケア関連製品を次期の主力製品とし、技術力・販売力をさらに強化する
③ ３Ｄスキャナの新製品を早期に市場投入する
④ 受託計測サービスや製品レンタルの事業規模を拡大する
⑤ 国内外の商社や代理店を活用し、販路を拡大する
⑥ 産・学・官と連携し、新たな事業分野へ積極的に進出する
⑦ 材料費、外注費、ならびに諸経費の一層の削減に注力する
⑧ 品質向上に努め、不具合やクレームによる費用を最小に抑える
⑨ 生産管理、販売管理、財務会計等の基幹システムを効果的に活用し、管理業務の合理化を図る
⑩ 管理職改革、営業改革をさらに推進し、組織力の向上を図る

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 44 期 (平成25年３月期)	第 45 期 (平成26年３月期)	第 46 期 (平成27年３月期)	第 47 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高 (百万円)	1,172	1,273	2,266	1,936
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△254	△65	372	254
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	―	―	336	346
当期純損失(△) (百万円)	△262	△70	―	―
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	△19円15銭	△5円14銭	24円53銭	25円34銭
総資産 (百万円)	2,595	2,479	2,725	2,891
純資産 (百万円)	1,316	1,245	1,576	1,920

(注) １．第46期より連結計算書類を作成しておりますので、第45期以前については、当社単体の数値を記載しております。
２．「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、連結計算書類における「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Pulstec USA,Inc.	450千米ドル	100%	電子応用機器・装置の販売及び保守

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

電子応用機器・装置の製造及び販売

・光ディスク・光ピックアップの評価・検査・調整等を行う機器・装置

・その他の計測・制御・データ処理等を行う機器・装置

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地
本社工場	静岡県浜松市北区
東京営業所	東京都品川区

② 子会社

名称	所在地
Pulstec USA,Inc.	米国

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
126名	3名増

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー3名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	前事業年度末比
125名	42.7才	19.6年	3名増

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー3名は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
浜松信用金庫	69
協同組合テクノランド細江	65
株式会社静岡銀行	52
株式会社商工組合中央金庫	13

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　32,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　13,693,066株（自己株式241,526株を除く。）

(3) 株　　主　　数　　2,354名

(4) 大　　株　　主

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
坪　井　邦　夫	1,267	9.3
伊　藤　克　己	1,150	8.4
竹　内　正　規	380	2.8
後　藤　修　二	310	2.3
坂　倉　　茂	227	1.7
パルステック工業社員持株会	211	1.5
伊　藤　　通	206	1.5
内　山　　亨	190	1.4
多賀谷　香登美	180	1.3
多賀谷　　治	160	1.2
多賀谷　　光	160	1.2

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木幸博		Pulstec USA,Inc.代表取締役社長
取締役	坂倉茂	IR担当	
取締役	氏家雅彦	営業部長兼事業推進室長	
取締役	青野嘉幸	技術部長	
常勤監査役	松島靖文		
監査役	内山吉則		天王労務管理事務所代表
監査役	高貝亮		浜松綜合法律事務所代表

(注) 1．内山吉則氏及び高貝亮氏は、社外監査役であります。また、両氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
2．監査役内山吉則氏が代表である天王労務管理事務所及び監査役高貝亮氏が代表である浜松綜合法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
3．監査役高貝亮氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款では、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当事業年度末時点では、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

なお、平成28年５月９日付けで内山吉則、高貝亮の両氏と上記責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役４名　　76,800千円
監査役３名　　12,480千円　　（うち社外監査役２名　　1,680千円）

(4) 社外役員に関する事項

① 主要な活動状況
取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
監査役	内山吉則	当事業年度開催の取締役会16回のうち12回に出席、また、当事業年度開催の監査役会５回の全てに出席し、社会保険労務士の見地から発言を行っております。
監査役	高貝亮	当事業年度開催の取締役会16回のうち12回に出席、また、当事業年度開催の監査役会５回の全てに出席し、弁護士の見地から発言を行っております。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、２名の経験豊富な社外監査役を選任することにより経営の健全性及び透明性を確保してまいりましたので、当事業年度末日において社外取締役を設置しておりませんでした。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境や社会情勢は日々変化しており、ステークホルダーからの信頼を高めていくためにはコーポレートガバナンス体制の一層の強化が不可欠であり、そのためには社外取締役の設置が急務であるとの結論に至り、社外取締役候補者の人選を進めてまいりましたところ、現状において適任者といえる人選ができましたので、平成28年６月24日開催予定の第47回定時株主総会において、社外取締役１名を選任する予定であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ときわ監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	15,000千円
②	当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) １．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会において、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の継続監査年数（５年を目途）などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を一部改定しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)管理部は、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、取締役が法令、定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役に対して教育等を行う。

(ロ)上述の活動概要は、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

(ハ)ビジネス・コンダクト・ガイドラインを見直し、社員の倫理基準をより明確にする。

(ニ)管理部は、コンプライアンスに関する教育計画を策定し、実施する。

(ホ)監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。

(ヘ)管理部は、コンプライアンスについて、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。

(ト)管理部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査及び検討する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(イ)文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。

・株主総会議事録
・取締役会議事録
・経営会議議事録
・税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
・その他文書管理規程に定める文書

(ロ)上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、２営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。

(ハ)上記文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。

(ロ)特定の担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として指名するとともに、管理部を統括責任部署とする。

(ハ)管理部は、リスク管理規程に基づいて予め具体的なリスクを想定または分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(ニ)監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(ホ)統括責任者は、定期的に上記のリスク管理体制整備の進捗状況を確認するとともに、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)経営の迅速化と効率化を図るため、機能別組織の責任者を取締役とする。技術部を統括管理する取締役、営業部を統括管理する取締役、事業推進室を統括管理する取締役、管理部を統括管理する取締役をそれぞれ配置することにより、取締役会で意思決定した事項を迅速に実施できる体制とする。

(ロ)取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を指示しその状況を監督する。

(ハ)「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づいた業務の執行を行う。

(ニ)月次で開催する経営会議において、業務執行に関する経営課題を実務的な観点から協議する。

⑤　当社並びに子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(イ)当社グループとしての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念を統一する。

(ロ)管理部は、子会社の業務執行状況及び会計処理等について総括的な指導と管理を行う。

(ハ)当社グループ内の通報制度を整備し、当社グループ内の役職員から当社の管理部への直接通報を可能にする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ)監査役は、監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

(ロ)監査役の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。

(ハ)監査役の補助者には、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

⑦　取締役、その他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(イ)当社並びに子会社から成る当社グループの取締役、監査役、使用人等は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他重要事項を監査役に報告する。

(ロ)内部通報制度による通報内容は、監査役に報告する。

(ハ)監査役に報告したことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう保護する。

⑧　監査役の監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、償還及びその他の監査費用等の処理を求めたときは、管理部において速やかに処理する。

⑨　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。

(ロ)監査役が実施した監査内容は、監査職務執行報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

(イ)経理規程並びに関連規程について、必要に応じて見直しを行う。

(ロ)監査室は、財務報告の信頼性が確保されているかを評価するため、定期的に内部統制システムの監査を行い、必要に応じて是正勧告を行う。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

(イ)当社グループは、市民及び地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対応するとともに、一切の係わりをもたないことを基本とする。

(ロ)反社会的勢力から何らかの働き掛けがあった場合は、管理部長に情報を集約し、組織にて対応する。また、静岡県警を母体とした「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、当局や近隣の企業と連携することにより、反社会的勢力の動向に関するタイムリーな情報を入手するとともに、具体的な防衛手段の構築に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会で決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、各責任者及び関係部署において関連諸規程を整備するとともに、諸制度の制定及び運用など、全社を挙げて取り組んでおります。

内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか常時モニタリングを行うとともに、年度計画に基づく内部監査を実施し、結果及び経過については月次で開催される経営会議において報告されております。

内部統制システムの重要性とコンプライアンスに関する意識付け、リスク管理に関する教育訓練については、管理部及び監査室が中心となって実施しております。

監査役は、年度監査計画に基づき、代表取締役社長及び会計監査人との意見交換を定期的に実施するとともに、監査室が行う内部統制システム全般の整備・運用状況に関する内部監査の結果及び是正処置の内容について確認しております。

また、当社は、反社会的勢力に対抗するため、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、警察当局や加盟企業との連携強化及び情報収集を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、業績に応じて安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。また、内部留保資金は、新製品・新技術の開発、生産・研究開発設備への投資及び新規事業の創出など、将来の事業発展に向けた資金に充当することとしております。

当期の期末配当につきましては、累積赤字が解消できていないため、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

全社一丸となって業績向上に努め、早期の復配を目指してまいります。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,971,022**	**流動負債**	**431,341**
現金及び預金	933,392	支払手形及び買掛金	114,025
受取手形及び売掛金	644,471	1年内返済予定の長期借入金	83,176
仕掛品	180,810	未払法人税等	8,437
原材料及び貯蔵品	66,351	賞与引当金	61,253
繰延税金資産	119,336	その他	164,448
その他	26,660	**固定負債**	**539,971**
固定資産	**920,414**	長期借入金	118,000
有形固定資産	**638,618**	繰延税金負債	4,403
建物及び構築物	293,205	退職給付に係る負債	417,567
機械装置及び運搬具	84,613		
工具、器具及び備品	57,331	**負債合計**	**971,313**
土地	196,055	（純資産の部）	
建設仮勘定	7,413	**株主資本**	**1,911,350**
無形固定資産	**346**	**資本金**	**1,491,375**
投資その他の資産	**281,448**	**資本剰余金**	**1,099,653**
投資有価証券	25,368	**利益剰余金**	**△515,143**
固定化営業債権	40,200	**自己株式**	**△164,534**
長期預金	50,000	**その他の包括利益累計額**	**8,772**
その他	206,079	その他有価証券評価差額金	8,092
貸倒引当金	△40,200	為替換算調整勘定	680
		純資産合計	**1,920,123**
資産合計	**2,891,436**	**負債・純資産合計**	**2,891,436**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,936,100
売上原価		895,822
売上総利益		1,040,277
販売費及び一般管理費		795,309
営業利益		244,967
営業外収益		
受取利息及び配当金	784	
貸倒引当金戻入額	14,900	
売電収入	7,607	
その他	1,471	24,763
営業外費用		
支払利息	3,659	
為替差損	2,120	
売電費用	9,264	15,044
経常利益		254,686
特別損失		
固定資産除却損	210	210
税金等調整前当期純利益		254,476
法人税、住民税及び事業税	23,349	
法人税等調整額	△115,840	△92,490
当期純利益		346,966
親会社株主に帰属する当期純利益		346,966

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,491,375	1,099,653	△862,110	△164,288	1,564,629
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			346,966		346,966
自己株式の取得				△245	△245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	346,966	△245	346,721
当期末残高	1,491,375	1,099,653	△515,143	△164,534	1,911,350

	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定
当期首残高	7,367	4,521
当期変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	725	△3,841
当期変動額合計	725	△3,841
当期末残高	8,092	680

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　Pulstec USA,Inc.

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの　　総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料　　総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品　　最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)　　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(付属設備を除く。)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　３～38年
機械装置及び運搬具　２～17年
工具、器具及び備品　２～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)　　自社使用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法	退職給付債務は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。
② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
③ 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「有形固定資産」の「その他」と表示していた「機械装置及び運搬具」(前連結会計年度754千円）については、重要性が高まったため当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1　担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物及び構築物	54,039千円
	機械装置及び運搬具	83,985
	土　　地	196,055
	長 期 預 金	50,000
	計	384,080千円
担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	69,476千円
	長 期 借 入 金	118,000
	計	187,476千円

2　有形固定資産の減価償却累計額　　1,435,661千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	普通株式	13,934,592株

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、主に電子応用機器の製造販売事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主に営業活動に係る資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、10年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、営業部及び管理部が主要な取引先及び貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金会計要領に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	933,392	933,392	―
(2) 受取手形及び売掛金	644,471	644,471	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	12,168	12,168	―
(4) 長期預金	50,000	50,000	―
(5) 固定化営業債権	40,200		
貸倒引当金(*)	△40,200		
	―	―	―
資産計	1,640,033	1,640,033	―
(1) 支払手形及び買掛金	114,025	114,025	―
(2) 未払法人税等	8,437	8,437	―
(3) 長期借入金	201,176	201,264	88
負債計	323,639	323,727	88

(*)　固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

注１．金融資産の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

１．(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

その他有価証券

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	12,168	4,076	8,092
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	12,168	4,076	8,092
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	12,168	4,076	8,092

３．(4)長期預金

担保として差入れているものでありますが、(1) 現金及び預金と同様であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

１．(1)支払手形及び買掛金、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．(3)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

注２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13,200

非上場株式は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには相当のコストを要するため、時価を把握することが極めて困難であります。

注３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区　分	１年以内
現金及び預金	933,392
受取手形及び売掛金	644,471
合　計	1,577,864

注４．長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年内	１年超 ２年内	２年超 ３年内	３年超 ４年内	４年超 ５年内	５年超 10年内
長期借入金	83,176	42,020	10,320	10,320	10,320	45,020

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　140円23銭

2.　１株当たり当期純利益　25円34銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月23日

パルステック工業株式会社

取締役会　御中

ときわ監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　松　島　達　也　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　啓　市　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、パルステック工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パルステック工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　　産　　の　　部）		（負　　債　　の　　部）	
流　動　資　産	**1,928,080**	**流　動　負　債**	**431,055**
現金及び預金	893,556	支　払　手　形	59,134
受　取　手　形	150,288	買　掛　金	55,605
売　掛　金	494,124	1年内返済予定の長期借入金	83,176
仕　掛　品	181,157	未　払　金	40,849
原材料及び貯蔵品	65,817	未払法人税等	8,437
繰延税金資産	119,336	賞与引当金	60,465
そ　の　他	23,799	そ　の　他	123,386
固　定　資　産	**967,014**	**固　定　負　債**	**539,351**
有形固定資産	**632,218**	長期借入金	118,000
建物及び構築物	293,205	繰延税金負債	3,784
機械及び装置	84,613	退職給付引当金	417,567
工具、器具及び備品	50,931	**負　債　合　計**	**970,407**
土　地	196,055	（純　　資　　産　　の　　部）	
建設仮勘定	7,413	**株　主　資　本**	**1,916,594**
そ　の　他	0	**資　本　金**	**1,491,375**
無形固定資産	**346**	**資本剰余金**	**1,099,653**
投資その他の資産	**334,448**	資本準備金	1,099,653
投資有価証券	25,368	**利益剰余金**	**△509,899**
関係会社株式	53,292	その他利益剰余金	△509,899
長期預け金	124,535	特別償却準備金	19,196
固定化営業債権	40,200	繰越利益剰余金	△529,095
長　期　預　金	50,000	**自　己　株　式**	**△164,534**
そ　の　他	81,252	**評価・換算差額等**	**8,092**
貸倒引当金	△40,200	**その他有価証券評価差額金**	**8,092**
		純　資　産　合　計	**1,924,687**
資　産　合　計	**2,895,094**	**負債・純資産合計**	**2,895,094**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,907,050
売上原価		896,659
売上総利益		1,010,391
販売費及び一般管理費		771,144
営業利益		239,247
営業外収益		
受取利息及び配当金	784	
貸倒引当金戻入額	14,900	
売電収入	7,607	
その他	1,289	24,581
営業外費用		
支払利息	3,659	
為替差損	2,862	
売電費用	9,264	15,785
経常利益		248,042
特別損失		
固定資産除却損	210	210
税引前当期純利益		247,832
法人税、住民税及び事業税	22,965	
法人税等調整額	△115,552	△92,587
当期純利益		340,419

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

		株主資本			
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	
			資本準備金	その他利益剰余金	
				特別償却準備金	繰越利益剰余金
当期首残高		1,491,375	1,099,653	―	△850,318
当期変動額	特別償却準備金の積立			19,196	△19,196
	当期純利益				340,419
	自己株式の取得				
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計		―	―	19,196	321,222
当期末残高		1,491,375	1,099,653	19,196	△529,095

		株主資本			評価・換算差額等
		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金
当期首残高		△850,318	△164,288	1,576,421	7,367
当期変動額	特別償却準備金の積立	―		―	
	当期純利益	340,419		340,419	
	自己株式の取得		△245	△245	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				725
当期変動額合計		340,419	△245	340,173	725
当期末残高		△509,899	△164,534	1,916,594	8,092

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの	総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～38年
機械及び装置	２～17年
工具、器具及び備品	２～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「機械及び装置」(前事業年度754千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物及び構築物	54,039千円
	機械及び装置	83,985
	土地	196,055
	長期預金	50,000
	計	384,080千円
担保資産に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	69,476千円
	長期借入金	118,000
	計	187,476千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　1,412,023千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,933千円
短期金銭債務	1,277

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	67,881千円
仕入高	4,118
販売費及び一般管理費	10,936

2. たな卸資産の収益性の低下による期末簿価切下額　△28,629千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数　　普通株式　241,526株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産（流動資産）	
税務上の欠損金	45,315千円
たな卸資産評価損	50,013
賞与引当金	18,266
その他	5,741
繰延税金資産（流動資産）計	119,336千円
繰延税金資産（固定資産）	
税務上の欠損金	866,846千円
退職給付引当金	125,260
減損損失	27,318
貸倒引当金	12,055
その他	8,642
繰延税金資産（固定資産）計	1,040,124千円
繰延税金資産小計	1,159,461
評価性引当額	△1,035,685
繰延税金資産合計	123,775千円

繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金負債（固定資産）	
特別償却準備金	8,223千円

繰延税金資産純額	115,552千円

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額	140円56銭
2. １株当たり当期純利益	24円86銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月23日

パルステック工業株式会社

取締役会　御中

ときわ監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　松　島　達　也　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　啓　市　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、パルステック工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月1日から平成28年３月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び東京営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び業務執行責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月25日

パルステック工業株式会社　監査役会

常勤監査役　松　島　靖　文　㊞

社外監査役　内　山　吉　則　㊞

社外監査役　高　貝　　亮　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役１名選任の件

経営監督機能の強化を図るため社外取締役１名を新たに設置することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

社外取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴 （地位、担当および重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
高貝（たかがい）　亮（りょう） （昭和40年３月21日生）	平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 佐々木法律事務所入所 平成20年４月 浜松綜合法律事務所開業 平成24年６月 当社監査役（現任）	8,000株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社と候補者は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。候補者が社外取締役に選任された場合、当社は候補者との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

３．候補者は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、既に４年間当社の社外監査役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後は取締役として取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。なお、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

４．候補者が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

５．候補者は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。

６．候補者は、当社の親会社等ではなく、また、過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。

７．候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

８．候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
①	松島靖文（まつしまやすふみ） （昭和34年２月３日生）	昭和57年３月 当社入社 平成22年４月 当社内部監査室長 平成24年６月 当社監査役（現任）	34,127株
②	片田直樹（かただなおき） （昭和53年５月８日生）	平成17年12月 監査法人トーマツ入社 平成20年６月 公認会計士登録 平成28年４月 片田会計事務所設立	―株
③	岡本英次（おかもとえいじ） （昭和58年４月20日生）	平成21年12月 弁護士登録 平成21年12月 浜松綜合法律事務所入所 平成24年12月 はままつ共同法律事務所入所	―株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．片田直樹、岡本英次の両氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

３．片田直樹、岡本英次の両氏が社外監査役に選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

４．片田直樹氏は、公認会計士としての専門的知識、経験等に基づいて的確な助言、監査等をしていただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

５．岡本英次氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、客観的視点で、独立性をもって経営の監視をしていただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

６．片田直樹、岡本英次の両氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。

７．片田直樹、岡本英次の両氏は、当社の親会社等ではなく、また、過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。

８．片田直樹、岡本英次の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

９．片田直樹、岡本英次の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴 （地位および重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
河島多恵 （昭和54年４月22日生）	平成19年９月　弁護士登録 平成19年９月　大石康智法律事務所入所 平成26年８月　河島多恵法律事務所開業	―株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。また、候補者が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

３．候補者は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、客観的視点で、独立性をもって経営の監視をしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

４．候補者は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。

５．候補者は、当社の親会社等ではなく、また、過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。

６．候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

７．候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。

８．候補者が社外監査役に就任した場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の35
当社　本社４階会議室
電話　（053）522－3611（代表）

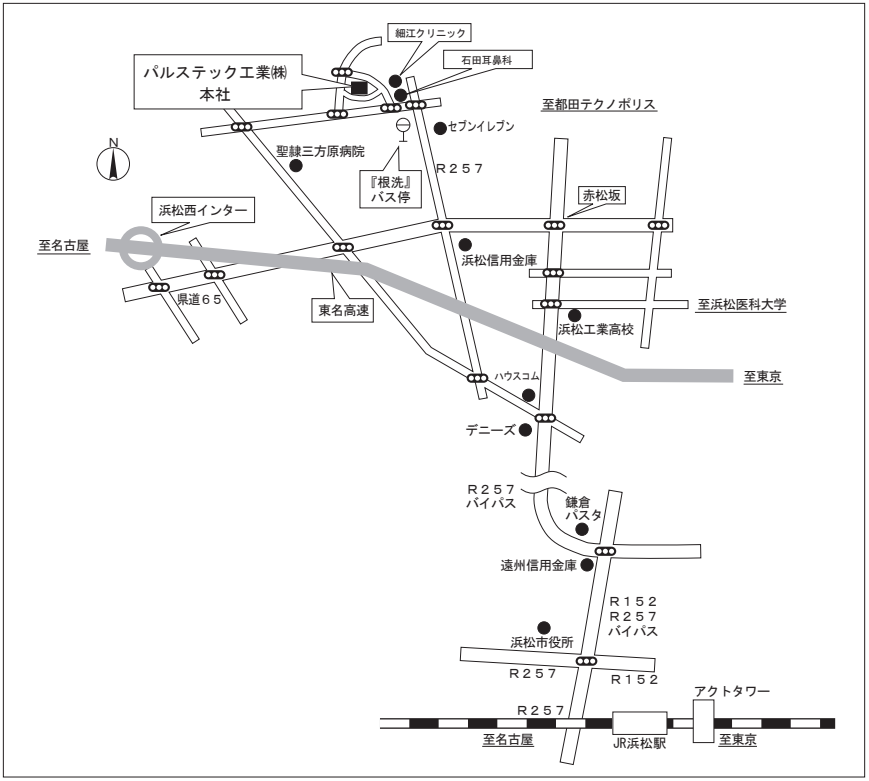

交通のご案内

【自動車】　・JR東海道本線「浜松駅」からタクシー（自動車）で約45分
・東名高速道路「浜松西インター」から約15分

【バ　ス】　・JR東海道本線「浜松駅」バスターミナル⑮番のりばから遠州鉄道バス（43市役所・金指・気賀行、44市役所・渋川行、45市役所・奥山行）で約45分（バス停『根洗』で下車後徒歩約20分）